

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱

一 育児休業（法第五条から第十条まで関係）

(一) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）以下「法」という。）第五条第二項の一歳に満たない子についての再度の育児休業の申出ができる特別の事情がある場合として、次のものを追加するものとする。

イ 申出に係る子の親である配偶者（以下「配偶者」という。）が死亡したとき。

ロ 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が申出に係る子と同居しないこととなったとき。

(二) 法第五条第三項第二号の一歳に達する日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合は、次のとおりとすること。

イ 申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が一

歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態として申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

(イ) 死亡したとき。

(ロ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になつたとき。

(ハ) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が申出に係る子と同居しないこととなつたとき。

(ニ) 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

(三) 法第五条第四項の育児休業申出の際に申出すべき事項に次に掲げるものを追加する等所要の整備を行うものとする。

イ 一歳から一歳六か月に達するまでの子についての育児休業の申出（「一歳以降の育児休業の申出」という。以下同じ。）をする場合にあつては、(二)に掲げる場合に該当する事実

ロ 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日において育児休業をしている労働者が一歳以降の育児休業の申出をする場合にあっては、その事実

(四) 法第五条第五項に規定する期間を定めて雇用される者が、その締結する労働契約の更新に伴い、引き続き育児休業をしようとする場合に於ける育児休業申出については、当該申出により明らかにすべき所定の事項を限定する等の特例を設けるものとする。

(五) 一歳以降の育児休業の申出について、法第六条第一項第三号の育児休業をすることができないこととするに於いて合理的な理由があると認められる労働者として労使協定により育児休業の対象から除外できる者に、当該申出があつた日から起算して六月以内に雇用関係が終了することが明らかなる者を追加するものとする。

(六) 一歳以降の育児休業の申出について、法第七条第三項の育児休業終了予定日の変更の申出のできる期日を、当該申出において育児休業終了予定日とされた日の二週間前の日とすること。

二 介護休業（法第十一条から第十六条まで関係）

(一) 法第十一条第二項第二号ロの介護休業等日数の算定に含められる勤務時間の短縮その他の措置は、法

第二十三条第二項に規定する勤務時間の短縮その他の措置であつて事業主が法第十一条第二項第二号ロの介護休業等日数の算定に含められる勤務時間の短縮その他の措置として当該措置を講ずる旨並びに当該措置の初日を当該措置の対象となる労働者に明示したものとすること。

(二) 法第十一条第三項の介護休業申出の際に申出すべき事項に介護休業申出に係る対象家族についての法第十一条第二項第二号の介護休業等日数を追加する等所要の整備を行うものとする。

(三) 法第十一条第四項に規定する期間を定めて雇用される者が、その締結する労働契約の更新に伴い、引き続き介護休業をしようとする場合に介護休業申出については、当該申出により明らかにすべき所定の事項を限定する等の特例を設けるものとする。

三 子の看護休暇（法第十六条の二から第十六条の四まで関係）

(一) 法第十六条の二第一項の規定による看護休暇申出は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならないものとする。

イ 看護休暇申出をする労働者の氏名

ロ 看護休暇申出に係る子の氏名及び生年月日

ハ 子の看護休暇を取得する年月日

ニ 看護休暇申出に係る子が負傷し、又は疾病にかかっている事実

(二) 事業主は、看護休暇申出があつたときは、当該看護休暇申出をした労働者に対して、(一)ニの事実を証明することができ書類の提出を求めることができるものとする。

(三) 法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項第三号の子の看護休暇を取得することができないこととする。について合理的な理由があると認められる労働者として労使協定により看護休暇の対象から除外できる者は、第七条第二号の一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数(二日)以下の労働者とする。

(四) 法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定により、労使協定により事業主が労働者からの看護休暇申出を拒む場合における必要な手続その他の事項は、当該協定の定めるところによるものとする。

四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

五 施行期日

この省令は、平成十七年四月一日から施行するものとする。